

天童中部小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に向けた天童中部小学校の考え方

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」第2条にあるように、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍しているなど一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめ防止に向けての基本的な考え方

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ子どもの尊厳を保持することを目的に、学校、天童市教育委員会、家庭、地域住民、その他の機関及び関係者との連携のもと、いじめ問題の克服に向け、「天童中部小学校いじめ防止基本方針」を策定し、未然防止、早期発見、対応・組織的対応等に全力で取り組むものとする。

(3) いじめ防止への基本的な方向性

① いじめの未然防止

- ア) 学級内の対人関係に互いに認め合える関係性を育む。
- イ) Q Uテストを活用し学級集団の理解に努め、改善を図る。
- ウ) 一人一人の子どもの思いや学びの事実を大事にした授業づくりに努める。

② いじめの早期発見・早期対応

- ア) 一人一人の子どもの丁寧な観察し、教職員相互の情報交換を密にする。
- イ) 相談窓口を複数にするなど、教育相談体制の充実を図る。
- ウ) 子ども、保護者へのアンケートを定期的実施する。
- エ) 研修会を定期的に行い、教職員の資質向上を図る。

③ いじめへの適切な対処と処置

- ア) 子ども・保護者との信頼関係の確立に努める。
- イ) 関係機関との連携を速やかに図る。

2 組織の設置及び組織的な取り組み

(1) 「いじめ防止対策委員会」の設置

校長、教頭、主幹、教務主任、学年主任、生徒指導部長、教育相談担当、養護教諭、学級づくり推進員による委員で構成される。必要に応じて警察や心理の専門家の参加を求める。

(2) 「いじめ防止対策委員会」の役割

- ① いじめ問題に取り組むための計画立案、実施状況の確認・評価、実施計画の再検討を行う。
- ② いじめを正しく理解し対応するための校内研修や職員会議等の情報提供の機会を設定する。
- ③ いじめに結びつく情報や子どもの問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ④ 重大事態が起こった場合は中核となって調査を行う。

(3) いじめ防止に向けた年間計画（平成27年度）

	学校全体の取り組み	学年学級	教職員研修等
4月	年間計画の検討 家庭訪問の実施 保護者アンケート（県）の実施	いじめ防止に関する学級指導	
5月	家庭訪問のまとめ Q-Uアンケートの実施 全児童との面談	Q-Uアンケートを活用しての 面談	アンケートを受けて児童 理解研修（職員会議）
6月	いじめアンケート（県）の実施 Q-Uアンケートの分析		
7月		いちょうっ子ミニアンケート	Q-Uアンケートのまとめ を受けて児童理解研修 学級づくり推進研修
8月			
9月		いちょうっ子ミニアンケート	
10月	保護者アンケート（県）の実施	いちょうっ子ミニアンケート	
11月	いじめアンケート（県）の実施 保護者との個人面談 児童との個人面談の実施 Q-Uアンケートの実施	Q-Uアンケートを活用しての 面談	保護者面談を受けて児童 理解研修
12月	Q-Uアンケートの分析	いちょうっ子ミニアンケート	児童理解研修
1月		いちょうっ子ミニアンケート	学級づくり推進研修
2月		いちょうっ子ミニアンケート	
3月	1年の振り返りと見直し		

3 いじめの未然防止及び早期発見のための取り組み

(1) いじめの未然防止及び早期発見のための方針及び体制の確立

- ア) 学校教育活動全体を通した包括的ないじめ防止プログラムを策定する
- イ) いじめ防止対策委員会を中核に据えた組織的な対応を行う。
- ウ) 定期的なアンケート（子ども、保護者へのアンケート、いちょうっ子ミニアンケート）を実施する。
- エ) Q Uテストを実施し、望ましい学級集団を育成するための、学級集団の状態の把握と分析、それに伴う具体的な改善策について全職員で研修する。
- オ) 児童会によるいじめのない学級づくり等、子ども自らがいじめ問題を主体的に考え、いじめを防止する取組を進める。

(2) 日常的指導の充実

- ア) 他者を共感的に理解できる豊かな情操や、互いの人格を尊重する態度、他者との円滑なコミュニケーションを図る能力の育成を授業や学級づくりの中核に据える。
- イ) 直接的な体験を元にした学びを意図的に仕組み、実感を伴った実践力に結びつく活動を計画的に行う。
- ウ) 学級の係活動、諸行事等における係活動などの場面で、集団の一員として責任を果たすことを通し、自己有用感、自己肯定感を育てる。
- エ) いじめを含めた一人一人の子どもの課題を、学年や学校全体で共有し、児童理解を深める。そのことを通し、いじめを見逃さない教職員の見守る態勢をつくる。
- オ) インターネットによるいじめへの対処を図るため情報モラル教育を進める。

(3) 児童の実態の丁寧な把握

- ア) アンケートは、いじめの他、日頃抱える悩みなども把握できる内容とする。
- イ) 学級集団における個々の子どもの状況を把握するためにQ Uテストを年2回実施する。
- ウ) 日常的に、子どもについての情報交換を学年主任を中心に継続する。

(4) 教職員の研修と外部機関との連携

- ア) 子ども理解研修の定期的な研修を推進する。
- イ) Q Uテスト等による実態の把握と、改善に向けた取り組みを行う。
- ウ) 諸アンケートの結果の見方についての研修を行い、一人一人の教員の情報分析能力、子ども理解の力を高める。
- エ) 家庭、地域や関係機関へ、本校のいじめの問題に関する情報を発信し、連携した取組を進める。
- オ) いじめ発生時は、保護者との連携を密にして、被害者を守ることを第一とし、スクールカウンセラーの活用など、子どもの状態に合わせた継続的なケアを行う。また、加害者に対しては、子どもの成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- カ) いじめが犯罪行為であたると認められる場合や、子どもの生命、身体または財産に被害が生じる場合は、直ちに警察に通報するなど、警察、児童相談所等の関係機関や専門機関との連携を図る。

4 重大事態への対処

(1) 報告

重大事態と思われる事案が発生した場合は、直ちに市教育委員会へ報告する。

(2) 調査組織の設置（法28条）と調査の実施

重大な被害が生じた疑いがあると認められた時や、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた時は、「いじめ防止対策委員会」を中核として対処する組織を直ちに設置するとともに、再発防止を視点に置いた「調査」を実施する。調査結果は直ちに市教育委員会へ報告する。

(3) 児童・保護者への報告

いじめを受けた子どもや保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

5 その他

必要があると認められるときは、「天童中部小学校いじめ防止基本方針」を改定し改めて公表する。

策定日 平成26年4月1日